

消防消第 395 号
消防予第 458 号
令和 8 年 10 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消防庁消防・救急課長
消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

密集住宅市街地における防火対策及び火災防ぎょ計画の充実について

令和 8 年 8 月 31 日に三重県伊勢市の商店街において、空き家及び空き店舗を含む多数の建物が焼損する火災が発生しました。

当該商店街は、「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について」（平成 29 年 7 月 31 日付け消防消第 193 号。以下「193 号通知」という。）に基づく「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」に該当するとともに、「木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について」（令和 4 年 8 月 26 日付け消防消第 301 号・消防予第 423 号。以下「423 号通知」という。）に基づく「重点防火指導対象地域」とされていました。

「重点防火指導対象地域」は、大規模なアーケード商店街など木造飲食店等が密集し、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性が高く、重点的に防火指導を行う必要があると認められた地域です。各消防本部におかれては、423 号通知の趣旨を踏まえ、引き続き、継続的な防火指導を行い、地域における防火安全対策の充実・強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、「密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン等について」（令和 8 年 3 月 27 日付け消防予第 111 号。以下「ガイドライン」という。）における「空き家」には空き店舗も含まれることから、火災予防上管理が不十分な空き家及び空き店舗に対し、ガイドライン

を活用して改善指導等に取り組むようお願いします。

さらに、193 号通知においては、「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定及び火災防ぎょ計画の策定、また、「密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の見直し等について」（令和 8 年 3 月 27 日付け消防消第 92 号・消防広第 159 号。）においては、既存の火災防ぎょ計画の見直し及び未策定の場合の策定をお願いしているところです。各消防本部におかれては、「密集住宅市街地」について、空き家及び空き店舗に関する情報を把握したうえで、火災防ぎょ計画の策定又は見直しを行い、その充実に努めるようお願いします。

なお、今後、「重点防火指導対象地域」に対する防火指導の実施状況及びガイドラインの活用状況について、調査を行う予定です。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課 警防係

担当：高木、野村、高野

電話：03-5253-7522

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係

担当：関、渡邊、中西

予防係

担当：藤本、谷川、清水

電話：03-5253-7523